

中小企業政策審議会 小規模企業基本政策小委員会（第五回）

議事要旨

日 時：平成25年12月17日（火）9：30～11：30

場 所：経済産業省本館17階第1～3共用会議室

出席者：石澤委員長、門野委員、寒郡委員、澁谷委員、園田委員、高橋委員代理辻氏、
高原委員代理上田氏、堤委員、鶴田委員、中村委員、西村委員、松島委員、三神委員

オブザーバー：中小企業基盤整備機構 高田理事長、日本政策金融公庫 平松常務理事、
金融庁監督局総務課石田協同組織金融室長、総務省地域創造グループ 猿渡地域政策課長、
厚生労働省健康局 依田生活衛生課長、厚生労働省職業安定局 石垣地域雇用対策室長（代理
坪口補佐）、農林水産省食料産業局 内田企画課長（代理金子補佐）、国土交通省総合政策局
政策課 佐々木政策企画官、観光庁観光戦略課 山本調査室長、
全国市長会経済部 木村副部長、全国町村会 経済農林部 小野福部長

松島副大臣、磯崎大臣政務官

北川中小企業庁長官、横田次長、矢島経営支援部長、松永事業環境部長、三又参事官、

蓮井企画課長、桜町小規模企業振興制度改正審議室長、渡辺経営支援課長、

鈴木小規模企業政策室長、早田調査室長

議 題：中小企業政策審議会における審議の報告、“ちいさな企業”成長本部の報告、小規模事
業者政策に関する制度的枠組みについて

議事概要：各委員からの主な御意見は、以下の通り（発言者の確認をとったものではありません）。

1. 小規模企業の振興のための基本法の基本原則について

○中小企業基本法がある中、それに加えて小規模事業者の基本法を制定する必要性について記載
が必要。人口減少・高齢化等による日本の構造変化の中で地域の小規模事業者政策の再編成
が余儀なくされているといった危機感を基本理念で表明すべき。

○基本法の基本理念の中に、小規模事業者の必要性を記載していただきたい。小規模事業者はテ
コ入れしないと無くなってしまふ、無くなってしまふと何が困るのか伝える必要がある。

2. 小規模企業の振興のための基本法の基本計画について

○小規模事業者が、“ちいさな企業”成長本部「行動計画」の行動1～4をとることが可能とな
るために必要な支援メニューについて基本計画の中に明記すべき。

○中長期的な施策実施のために、5年単位の計画を策定が必要。

○環境変化が激しいため、2年位経ったらそこからまた5年単位の計画となる様にローリング形
式で回すことが必要。

3. 小規模企業の振興のための基本法の基本施策について

- 従来と同じビジネスでは事業が成り立たない事業者が出てくるときに、基本施策として、円滑な事業の終了の他に、事業転換が入る。
- 個別（事業者）支援、面的支援の他に、マッチングなど複数事業者を支援する合同支援も必要。
- 商店街は買い物弱者対策や観光等の観点から重要であるため、商店街などの地域商業の再生支援を追加していただきたい。
- 多様な人材の活用について、早期希望退職者をターゲットに入れるとよい。
- 許認可手続きにおける一括申請など、阻害要因を効率よく減らしていければ施策浸透につながる。施策の促進要因だけでなく阻害要因の軽減を盛り込んでほしい。
- 力の弱い小規模事業者は海外から撤退してくるのが難しい。海外進出の支援策に加えて撤退する際の支援をパッケージで検討していただきたい。
- 事業承継税制と経営者保証に関するガイドラインを一体として、債務承継をいかに軽減できるか検討いただきたい。
- 特に資金繰りや販路開拓について使い勝手のよい施策が必要。

4. 事業者、支援機関等の連携、支援体制について

- 法案中に小規模企業の連携、組織化支援の位置づけを明記していただきたい。
- マイスター制度の是非については、地域性等によるので慎重に調査をすべき。
- 鉄道・バス会社、地方銀行など、経営上地域貢献することが自らの事業に整合する会社に人材を送り込むなど、横の連携だけでなく、縦に入り込んでいくことが必要。
- 組織に所属している者だと組織の範疇を超えて動きづらく、フリーランスの場合には誰がその人件費を払うかという課題があるため、例えば資本金のうち何%は商工会議所、何%は職能団体という様な形で、機動力のある支援体制を実施してほしい。
- 三位一体改革で各商工会・商工会議所の監督権限が自治体に移管されて中央省庁の意向が各商工会・商工会議所まで伝わっていない。組織再整備がされる場合でも、各商工会・商工会議所へのしっかりとした情報伝達が重要。
- 地域の商工会に対して地域の税理士会という発想ではなく、成功事例を持つ税理士が全国的に活躍できる仕組みをお願いしたい。

5. 各省庁等の連携について

- 基本理念の中に省庁間の連携について規定することで、施策展開の際、既存の支援機関から各省庁の施策も提案していくことにつながる。
- 個社支援だけでなくまちづくり的な発想が必要。また、単に売上支援だけでなく、福祉の対策などを含めて関係省庁が連携することが必要。

- 労働法・雇用法上の兼業禁止や子育て・介護中の労働時間制限があるが、小規模事業者が働きやすい制度となるよう、基本法が各省庁を横断する土台となるよう位置付けてほしい。
- ナショナルミニマムとして支援を実施するためには、国と地方公共団体の連携が重要。例えば、組織のトップ同士の対談などが必要。